

第3回 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会会議録

日時 平成18年5月12日(金) 午前10時から午前12時まで

開催場所 松村ビル別館 2階 201号室

出席者 (委員)

小賀野委員長、高井委員、田中委員、徳江委員
(横浜市)

副局長、適正処理部長、産業廃棄物対策担当部長、総務課長、産業廃棄物対策課長、
適正処理監視指導担当課長、他事務局 14名 計24名

開催形態 公開(傍聴者 6人 報道機関 2社)

- 決定事項 1 以下の事項について、事務局が確認調査を行い、次回委員会で報告することとなった。
- (1) 指示書発行について(D)
 - ・指示書発行以前の口頭指導の状況
 - ・当時の指導の考え方
 - (2) 措置命令(第1回、第2回)について(F、H)
 - ・命令の具体的内容
 - (3) 施設容量変更許可について(G)
 - ・許可要件や恐れ条項の適用の有無など
 - (4) 処理業の再許可について(I)
 - ・許可要件、恐れ条項の適用や不許可処分の可能性の有無など
- 2 「戸塚区品濃町最終処分場検証委員会の会議の公開・傍聴規定」第4条の改正が了承された。

議事 事案の検証(第I期及び第II期)

(主な意見等)

<第I期(D~F)>

- ・Dで、最初の指示書交付(文書指導)以前に事業者が改善計画書を提出しているが、これは、市の口頭の指示によるものか。口頭指導の内容は記録しないのか。
- ・「計画高さ」は許可の要件なのか?
(事務局回答) 当時は届出制で、その要件は、埋立容量及び面積である。「計画高さ」は付属書類の事業計画書の記載事項で、要件に含まれない。
- ・Dで、指示書交付までに時間がかかっている。また、指示書の履行がされないまま、行政処分までにさらに時間が経過している。仮埋立とはいえ、平成7年9月には容量超過も判明しており、この時点で何とかならなかったのか。
- ・当時の背景や法の一般的な運用状況をもっと知りたい。
- ・平成7年11月の指示書において、変更許可申請書の提出を求めているが、その理由は何か。

<第II期(F~K)>

- ・業の再許可にあたり、欠格要件に該当しないとのことだが、一方で法では施設や業の許可取消しについて定めている。法違反行為が取消し要件ならば、措置命令違反により許可は取り消されるのか。

- ・法は改正が繰り返されているのでわかりやすくまとめてほしい。
- ・第2回の措置命令は第1回の命令が履行されないまま出されているが、第1回の命令を撤回したことになるのか。
- ・施設の変更許可と第2回措置命令が同日だが、命令を履行し、安全性を確認した上で許可するものではないのか。
- ・業の再許可について、長年にわたって指導が続いたのに欠格条項に該当しないのか。
- ・措置命令の内容は、第1回も第2回も具体的でなく何をすべきなのかわからない。第2回の命令で履行期限を猶予すべきではなかった。
- ・平成9年ごろは、判例でも学説でも業許可については講学上の警察許可（羈束裁量）という理解だった。

報告事項 1 第2回検証委員会会議録について

- 資料
- 1 検証シート
 - 2 検証委員会の公開・傍聴規定の一部改正案
 - 3 第2回検証委員会会議録